

愛知学院大学受託研究規程施行細則

平成6年4月1日施行

(目的)

第1条 この細則は、受託研究規程第4条により、規程の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(関係書類の提出及び申請手続)

第2条 委託者から「研究委託申請書」をもって研究調査等の依頼があったとき、研究委託を受けようとする者（以下「研究責任者」という。）は、その申請に基づき、所定の「研究受託承認申請書」を作成の上、所属する学部長を経て研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課（以下「研究推進・社会連携課」という。）へ提出し学長の承認を得るものとする。

(受託研究受入の通知)

第3条 研究委託の受入が決定した場合、研究推進・社会連携課は、別紙様式によりその旨を委託者へ通知するとともに財務部財務課、財務部経理課及び当該学部事務室へ通知する。

(受託研究費入金の通知)

第4条 委託者から大学宛に受託研究費の送金があった場合は、所定の手続きを経て研究責任者に通知する。

(受託研究費の使途に関する手続)

第5条 受託研究費の通知を受けた研究責任者は、所定の「受託研究費予算申請書」を作成し、所属の学部長を経て財務局長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 受託研究に係わる間接経費として研究経費の15%（5%に消費税率を足した率）に相当する額を徴収する。
なお、本学が受け入れた研究経費の取扱いについては、別に定める。

(共同研究者、学外共同研究者及び協力者)

第7条 研究責任者は、受託研究を他の研究者と共同又は分担して行うことができる。

第8条 共同研究者は、原則として本学専任教職員を充てるものとする。但し、研究遂行上必要とする場合には、学外からの研究者（以下「学外共同研究者」

という。)を加えることができる。

第9条 協力者は、共同研究者及び学外共同研究者以外の者で、研究資料の収集及び整理又は研究補助等の業務に従事する。なお、学外共同研究者及び協力者が本学にて業務を行う場合、その旨、学部長を経て学長の承認を得るものとする。

第10条 学外共同研究者及び協力者に報酬を支払う必要があるときは、事前に人事部人事課へ申し出て税法上（源泉所得税の徴収）の手続きをしなければならない。

第11条 学外共同研究者及び協力者を一定期間従事させる場合は、出勤簿等で勤務状況を明らかにし、またその行動等については、研究責任者がその責任を負うものとする。

（契約の内容）

第12条 受託研究に関する契約にあたっては、次の各号の事項を明記しなければならない。

- (1)研究課題
- (2)研究期間
- (3)研究責任者
- (4)研究委託者
- (5)研究経費の額
- (6)工業所有権に関する事項

（研究期間の厳守）

第13条 研究責任者は、申請に基づく研究期間内に全責任をもってこれを処理しなければならない。

（受託研究費予算の繰越）

第14条 研究責任者は、受託研究費予算に残余が生じたときは、その全額を翌年度へ繰越すことができる。

（受託研究報告書）

第15条 研究責任者は、調査研究終了後、一ヶ月以内に所属の学部長を経て学長に「受託研究報告書」を提出するものとする。

（会計処理に関する報告）

第16条 受託研究に係る会計処理は、受託研究費事務取扱要項の定めるところ

による。

(協議)

第17条 この細則に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は研究責任者又は研究委託者及び関係部課所で協議する。

(事務)

第18条 この受託研究の事務は、研究推進・社会連携課で行う。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、学内理事会の議を経て、研究推進・社会連携課が行う。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年4月1日から施行する。